

令和7年6月

選挙管理委員会

日時 令和7年6月2日（月）
午後4時00分
場所 佐賀市役所本庁7階
選挙管理委員会事務局

会 次 第

1 委員長あいさつ

2 議 事

- (1) 令和7年6月定時登録について
- (2) 在外選挙人名簿の登録について
- (3) 第27回参議院議員通常選挙について
- (4) その他

3 報告事項

- (1) 第27回参議院議員通常選挙に係る選挙管理委員会の開催予定について
- (2) 九州都市選挙管理委員会連合会定期総会の議事等について
- (3) 全国市区選挙管理委員会連合会通常総会及び事務研究会の議事等について
- (4) その他

4 閉 会

【 議 事 】

1 令和7年6月定時登録について

(1) 選挙人名簿の登録者数について

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和7年6月1日現在で資格を有する者を登録する。

選挙人名簿登録者数 187,817人 別紙1のとおり

(2) 選挙人名簿の登録抹消者数について

公職選挙法第28条の規定により、死亡者及び転出後4か月を経過した者を選挙人名簿から抹消する。

選挙人名簿抹消者数 1,666人 別紙2のとおり

(3) 50分の1、6分の1、3分の1の数の告示

地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、選挙人名簿登録者数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を別紙3のとおり告示する。

50分の1の数 3,757人

6分の1の数 31,303人

3分の1の数 62,606人

(4) 在外選挙人名簿の登録者数について

国外に3か月以上居住している満18歳以上の選挙人は、登録の申請をすることにより、在外選挙人名簿に登録できることになっている。

その登録者数は、別紙4のとおりである。

2 在外選挙人名簿の登録について

在外選挙人名簿の登録申請が別添1のとおりあったため、本籍地等の住民課に記載内容等について照会し、別添2のとおり回答を得た。その内容によると、登録資格が充たされているので登録する。

3 第27回参議院議員通常選挙について

※選挙期日が変更となった場合は、日程変更となる場合があります。

(1) 移動期日前投票所について

①日程

○令和7年7月12日(土)

・下関屋公民館 9:30～11:30、・上小副川公民館 13:30～14:30

○令和7年7月13日(日)

・市川公民館 9:30～11:30、・杉山公民館 13:30～14:30

②投票管理者 7月12日(土)

7月13日(日)

(2) 佐賀大学本庄キャンパスにおける期日前投票所の開設について

①開設期間 令和7年7月15日(火)～16日(水)

②投票時間 10:00～18:30

③投票場所 本庄キャンパス「附属図書館1階多目的スペース」

④投票管理者 7月15日(火)

7月16日(水)

(3) 開票について

①開票日時 令和7年7月20日(日)午後9時30分～

②開票所 佐賀市諸富文化体育館(ハートフル)

③開票管理者 佐賀県選出議員選挙
比例代表選出議員選挙

④開票立会人 佐賀県選出議員選挙

4 その他

【 報 告 事 項 】

- 1 第27回参議院議員通常選挙に係る選挙管理委員会の開催予定について
上記選挙について、次のとおり選挙管理委員会を開催する予定となる。

日 時	事 項
7月2日（水）11時00分～ 【参議院議員通常選挙基準日】	参議院議員通常選挙の選挙人名簿登録
7月3日（木）17時30分～ 【参議院議員通常選挙公示日】	候補者氏名掲示紙の掲載順序のくじの実施、 参議院議員通常選挙各種告示
7月17日（木）17時30分～	佐賀県選挙区、比例代表開票立会人選任のくじ の実施
7月20日（日）20時00分～	参議院議員通常選挙の開票事務

※ 上記以外の日程が判明したときは、別途ご連絡いたします。

- 2 九州都市選挙管理委員会連合会定期総会の議事等について
- 3 全国市区選挙管理委員会連合会通常総会及び事務研究会の議事等について
- 4 その他

選挙人名簿登録者数（佐賀市）
（令和7年6月1日現在）

投票区	投票所	選挙人名簿登録者数		
		男	女	計
1	佐大附属中学校体育館	1,425	1,646	3,071
2	赤松小学校体育館	2,619	2,965	5,584
3	昭栄中学校体育館	1,720	1,844	3,564
4	勸興小学校体育館	2,339	2,838	5,177
5	神野小学校体育館	2,646	3,144	5,790
6	循誘小学校体育館	2,632	3,193	5,825
7	鍋島中学校体育館	4,864	5,471	10,335
8	嘉瀬小学校体育館	1,861	2,269	4,130
9	西与賀小学校体育館	2,166	2,602	4,768
10	本庄小学校体育館	2,488	2,708	5,196
11	北川副小学校体育館	2,548	2,994	5,542
12	久保泉小学校体育館	1,470	1,624	3,094
13	金立小学校体育館	1,739	1,924	3,663
14	高木瀬小学校体育館	3,931	4,677	8,608
15	兵庫小学校体育館	3,783	4,265	8,048
16	巨勢小学校体育館	1,680	1,945	3,625
17	芙蓉中学校体育館	638	745	1,383
18	新栄小学校体育館	2,582	3,103	5,685
19	市役所1階市民ホール	3,382	3,883	7,265
20	若楠小学校体育館	2,717	3,242	5,959
21	城北中学校体育館	1,467	1,692	3,159
22	開成小学校体育館	3,261	3,948	7,209
23	日新小学校体育館	1,720	2,043	3,763
24	城西中学校体育館	1,845	1,815	3,660
25	城南中学校玄関ホール	1,509	1,756	3,265
26	城東中学校体育館	2,128	2,491	4,619
27	諸富北小学校体育館	2,086	2,336	4,422
28	諸富南小学校体育館	1,797	2,043	3,840
29	春日小学校体育館	1,867	2,176	4,043
30	佐賀市役所大和支所	1,958	2,199	4,157
31	春日北小学校体育館	2,431	2,775	5,206
32	大和勤労者体育センター	2,259	2,527	4,786
33	松梅公民館大会議室	325	354	679
34	富士小学校体育館	438	501	939
35	佐賀市役所富士支所	425	465	890
36	富士北部コミュニティセンター	319	328	647
37	北山東部小学校体育館	139	145	284
38	佐賀市役所三瀬支所	436	494	930
39	南川副小学校体育館	2,140	2,439	4,579
40	西川副小学校体育館	2,095	2,311	4,406
41	中川副小学校体育館	1,121	1,242	2,363
42	大詫間小学校体育館	608	627	1,235
43	東与賀文化ホール	3,026	3,303	6,329
44	久保田公民館大会議室	2,836	3,259	6,095
合計		87,466	100,351	187,817

選挙人名簿登録者数報告(令和7年6月1日現在)

市町名 佐賀市

区分	令和7年3月1日 定時登録における 名簿登録者数 (A)	(A)に係る 補正登録者数 (B)	(A)後の選挙に係る選挙 時登録者数 (C)		(C)に係る補正登録者数 (D)		随時抹消者数 (E)	今回定時登録者数 (F)	今回定時登録日現在に おける 名簿登録者総数 (A+B+C+D-E+F)	備考
			選挙名	0	選挙名	0				
男	87,478	0					785	773	87,466	
			計	0	計	0				
女	100,477	0					881	755	100,351	
			計	0	計	0				
計	187,955	0					1,666	1,528	187,817	
(備考)										

(備考)

- 1 「(A)後の選挙に係る選挙時登録者数(C)」は、令和7年3月1日の定時登録日から今回定時登録日の間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に新たに登録された者の数を記入すること。
- 2 「随時抹消者数(E)」は、令和7年3月1日の定時登録日から今回の定時登録日までの間に、死亡または当該市町村の区域外に転出後4ヶ月経過等のため抹消された者の数を合計して記載すること。
- 3 「今回定時登録者数(F)」は、令和7年6月1日現在において名簿被登録資格を有するもので、令和7年6月1日に名簿に新たに登録された者の数を記載すること。
- 4 全て正の数字で記入すること。(マイナスの数字は記入しない。
※「(A)後の選挙に係る選挙時登録者数(C)」欄については、選挙時登録で新たに登録された者の数を記入し、選挙時登録の際に抹消された者の数は他に抹消された者の数と合計して「随時抹消者数(E)」欄に記入すること。

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに新法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年6月2日

佐賀市選挙管理委員会
委員長 井上 和 弘

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	3, 757人
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	31, 303人
3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	62, 606人

在外選挙人名簿登録者数報告(令和7年6月1日現在)

		市町名			佐賀市	備考
	前回調査時点における名簿登録者数 (令和7年3月1日名簿登録者数) (A)	前回調査時点以降の登録者数 (B)	前回調査時点以降の抹消者数 (C)	今回登録者数(D) (A)+(B)-(C)		
男	47	0	0	47		
女	88	1	0	89		
計	135	1	0	136		

(備考)
1 この報告は、様式1(選挙人名簿登録者数報告)と同日現在で調査し、同期限までに報告すること。